

半 期 報 告 書

(第97期中) 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成19年 9 月30日

株式
会社 福岡銀行

(501070)

第97期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式
会社 福岡銀行

目 次

	頁
第97期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	27
3 【対処すべき課題】	27
4 【経営上の重要な契約等】	27
5 【研究開発活動】	27
第3 【設備の状況】	28
1 【主要な設備の状況】	28
2 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【株価の推移】	30
3 【役員の状況】	30
第5 【経理の状況】	31
1 【中間連結財務諸表等】	32
2 【中間財務諸表等】	75
第6 【提出会社の参考情報】	105
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	106
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第97期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社福岡銀行

【英訳名】 THE BANK OF FUKUOKA, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 谷 正 明

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神二丁目13番1号

【電話番号】 (092)723局2622番

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 吉 田 泰 彦

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区天神二丁目13番1号
株式会社福岡銀行経営管理部

【電話番号】 (092)723局2622番

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 吉 田 泰 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社福岡銀行東京支店

(東京都中央区八重洲二丁目8番7号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	84,644	87,655	106,672	171,918	183,508
うち連結信託報酬	百万円	—	—	—	2	2
連結経常利益	百万円	27,956	29,858	9,821	55,811	57,621
連結中間純利益	百万円	18,124	17,551	5,153	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	31,425	33,858
連結純資産額	百万円	385,949	450,750	471,718	401,438	502,506
連結総資産額	百万円	7,652,037	7,773,496	8,065,575	7,715,610	7,988,529
1株当たり純資産額	円	610.73	615.09	567.91	599.50	633.29
1株当たり中間純利益	円	28.86	25.86	7.04	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	48.76	49.56
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	25.15	24.37	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	43.63	46.94
自己資本比率	%	—	5.39	5.21	—	5.64
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.52	9.50	8.85	9.65	11.29
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	228,419	△14,564	△261,452	362,475	△120,499
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△219,861	△105,042	237,473	△295,462	△144,806
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,519	56,914	2,936	1,174	97,256
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	278,423	269,884	143,485	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	332,564	164,537
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	4,119 〔1,164〕	4,298 〔1,146〕	4,518 〔1,190〕	4,023 〔1,172〕	4,240 〔1,151〕
信託財産額	百万円	451	437	426	446	432

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、平成19年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 5 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 平均臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。
- 8 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第95期中	第96期中	第97期中	第95期	第96期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	81,762	84,931	104,267	166,269	177,829
うち信託報酬	百万円	—	—	—	2	2
経常利益	百万円	27,493	27,271	8,261	54,268	56,347
中間純利益	百万円	17,728	17,058	4,697	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	30,218	32,984
資本金	百万円	61,821	73,218	82,329	70,310	79,890
発行済株式総数	千株	648,803	699,458	739,952	686,534	729,113
純資産額	百万円	384,104	416,579	415,923	398,787	447,249
総資産額	百万円	7,650,782	7,769,759	8,062,008	7,711,965	7,984,001
預金残高	百万円	6,320,822	6,546,044	6,693,102	6,561,980	6,778,724
貸出金残高	百万円	5,168,083	5,215,425	5,584,203	5,114,967	5,380,802
有価証券残高	百万円	1,856,362	2,007,155	1,771,207	1,909,061	2,044,291
1株当たり純資産額	円	607.33	610.03	562.09	595.08	627.86
1株当たり中間純利益	円	28.19	25.11	6.41	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	46.83	48.25
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	24.57	23.67	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	41.92	45.71
1株当たり中間配当額	円	3.50	4.50	47.30	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	8.00	9.00
自己資本比率	%	—	5.36	5.15	—	5.60
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.51	9.46	8.73	9.62	11.16
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,089 〔334〕	3,611 〔401〕	3,804 〔458〕	3,031 〔343〕	3,537 〔418〕
信託財産額	百万円	451	437	426	446	432
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	268	268	268	268	268

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額および総資産額の算定にあたり、第96期中（平成18年9月）から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1) 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、第97期中（平成19年9月）の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 4 第97期中（平成19年9月）の1株当たり中間配当額は、当行から株式会社ふくおかフィナンシャルグループへの配当金について算出したものであり、当該配当金は平成19年9月28日の取締役会にて決議され、同日に支払われております。
- 5 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 単体自己資本比率は、第96期（平成19年3月）から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19条に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、第96期中（平成18年9月）以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 平均臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。

2 【事業の内容】

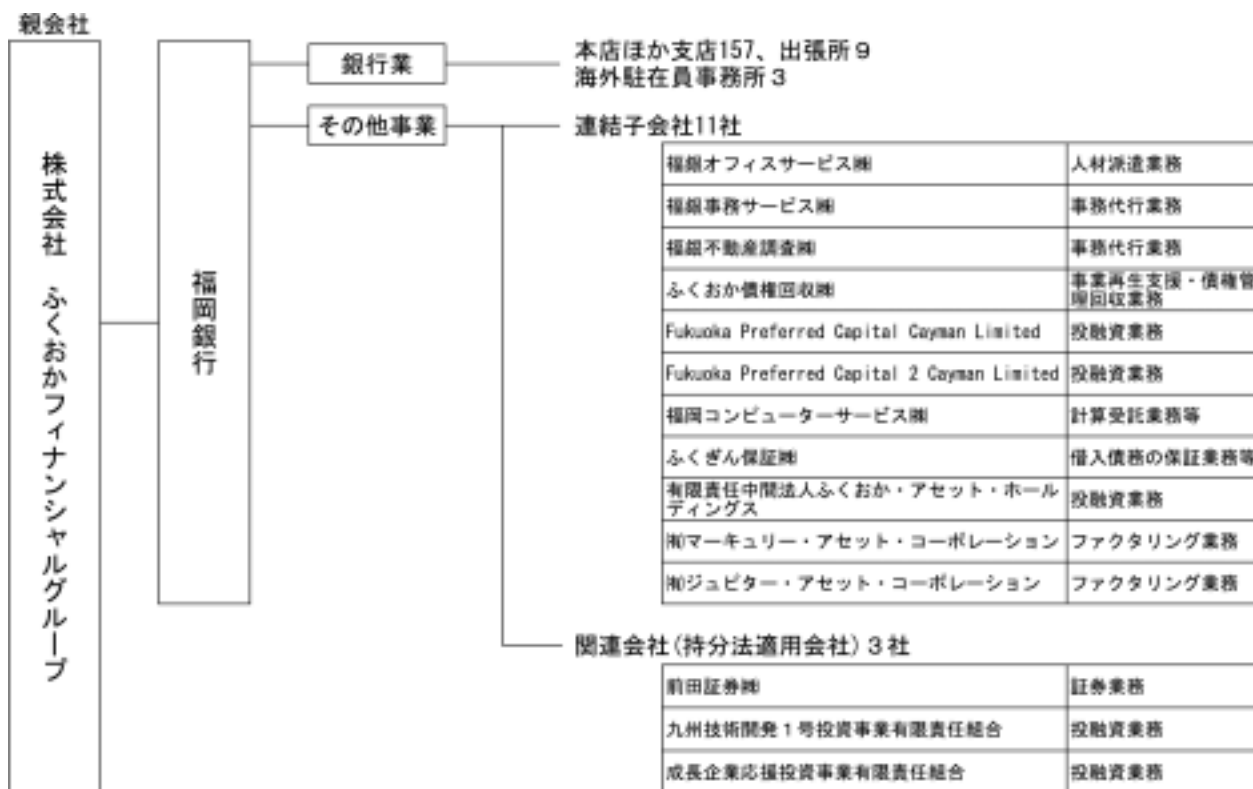
当中間連結会計期間において、当行グループが営む事業の内容については重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間において、当行と株式会社熊本ファミリー銀行は、共同株式移転により、親会社である「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立いたしました。

この結果、当行は「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の子会社となりました。

また、「成長企業応援投資事業有限責任組合」を新規出資により持分法適用の関連会社を含めております。

事業系統図により示すと以下のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(親会社) 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	福岡県福岡市	124,799	子会社の経営管理業務	100.0	10 (10)	—	預貸金取引	当行から建物の一部賃借	—
(持分法適用会社) 成長企業応援投資事業有限責任組合	東京都港区	1,000	投融資業務	—	—	—	預金取引	—	—

(注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。

2 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書の提出会社は株式会社ふくおかフィナンシャルグループであります。

3 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

4 【従業員の状態】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	3,804 [458]	714 [732]	4,518 [1,190]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,193人(銀行業461人、その他732人)、並びに執行役員12人を含んでおりません。
- 2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3 臨時従業員は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	3,804 [458]
---------	-------------

- (注) 1 従業員数は嘱託及び臨時従業員461人、並びに執行役員12人を含んでおりません。
- 2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3 臨時従業員は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。
- 4 当行の従業員組合は、福岡銀行従業員組合と称し、組合員数は3,490人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

業績

当中間期の我が国経済は、緩やかな回復基調で推移しました。企業業績は輸出や設備投資の増加により好調に推移しました。また雇用情勢についても改善が見られ、個人消費は概ね底堅く推移しました。金融面では、短期金利は、本年2月の追加利上げ以降概ね安定して推移しました。長期金利は、国内の景気回復の影響から上昇基調にありましたが、米国サブプライム住宅ローン問題に端を発した国際金融市場の影響から、一時1.5%台まで下落、その後1.6%台後半で落ち着きました。日経平均株価についても同様に、一時15千円台まで下落、その後16千円台まで値を戻しました。

このような金融経済環境の下、当行グループは高度で良質な金融商品・サービスの提供を通じ、業績の一層の伸展と地域社会への貢献に努めてまいりました。

当中間連結会計期間末の主要勘定残高は、調達面では預金が前年同期比1,448億円増加して6兆6,869億円となり、譲渡性預金が前年同期比583億円増加して2,997億円となりました。運用面では貸出金が前年同期比3,565億円増加して5兆5,721億円となりました。

損益面では、連結経常収益は前年同期比190億1千7百万円増加して1,066億7千2百万円、連結経常費用は前年同期比390億5千4百万円増加して968億5千万円となりました。その結果、連結経常利益は前年同期比200億3千7百万円減少して98億2千1百万円、連結中間純利益は前年同期比123億9千8百万円減少して51億5千3百万円となりました。

以下はグループの中核である福岡銀行の業績について記載いたします。

当中間期の当行の業績につきましては、預金は個人預金を中心に引き続き順調に推移しましたことにより、前年同期比1,470億円増加して6兆6,931億円となりました。貸出金は地元企業を中心とした新規取引の開拓や総合取引の拡大に努め、また個人のお客さまの住宅ローンをはじめとしたニーズにも積極的に応えいたしました結果、前年同期比3,687億円増加して5兆5,842億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、貸出金の増加を主因に前年同期比193億3千6百万円増加し、1,042億6千7百万円となりました。経常費用は、金利の上昇に伴う資金調達費用の増加や株式売却損の計上を主因に、前年同期比383億4千5百万円増加し、960億5百万円となりました。

以上の結果、経常利益は前年同期比190億1千万円減少して82億6千1百万円、中間純利益は前年同期比123億6千1百万円減少して46億9千7百万円となりました。

なお、業務純益から一般貸倒引当金繰入額と国債等債券損益を控除したコア業務純益は、前年同期比5億2千9百万円増加して291億1千1百万円となりました。

キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは貸出金の増加等を主因に2,614億5千2百万円のマイナスとなり、前年同期比2,468億8千8百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の売却を主因に2,374億7千3百万円のプラスとなり、前年同期比3,425億円1千5百万円の増加となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは29億3千6百万円のプラスとなり、前年同期比539億7千8百万円の減少となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は前年同期比1,263億9千9百万円減少し、1,434億8千5百万円となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は前年同期比28億8千5百万円増加して543億6千2百万円、役務取引等収支は前年同期比4億2千5百万円増加して120億4千9百万円、特定取引収支は前年同期比9億7千7百万円減少して3億2千9百万円、その他業務収支は前年同期比6億8千1百万円減少して26億2千万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	49,185	2,291		51,477
	当中間連結会計期間	51,780	2,581		54,362
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	53,494	11,217	117	64,594
	当中間連結会計期間	62,546	12,677	881	74,342
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	4,308	8,926	117	13,117
	当中間連結会計期間	10,765	10,096	881	19,980
信託報酬	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
役務取引等収支	前中間連結会計期間	11,477	146		11,624
	当中間連結会計期間	11,885	163		12,049
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	16,183	224		16,408
	当中間連結会計期間	16,888	254		17,142
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	4,706	77		4,784
	当中間連結会計期間	5,002	90		5,092
特定取引収支	前中間連結会計期間	816	489		1,306
	当中間連結会計期間	329			329
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	816	489		1,306
	当中間連結会計期間	330			330
うち特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	0			0
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,976	325		3,301
	当中間連結会計期間	1,762	858		2,620
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	3,338	541		3,879
	当中間連結会計期間	6,374	1,348		7,723
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	362	215		578
	当中間連結会計期間	4,612	490		5,103

(注) 1 「国内」・「海外」の区分に替えて、「国内業務部門」・「国際業務部門」で区分しております。「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

資金運用勘定は、平均残高が国内業務部門での貸出金の増加を主因に前年同期比3,290億8千5百万円増加して7兆5,898億7千6百万円となりました。利息は貸出金利息の増加を主因に前年同期比97億4千8百万円増加して743億4千2百万円、利回りは前年同期比0.18%上昇して1.95%となりました。

資金調達勘定は、平均残高が国内業務部門での預金の増加を主因に前年同期比2,404億4千4百万円増加して7兆3,341億3千1百万円となりました。利息は預金利息の増加を主因に前年同期比68億6千3百万円増加して199億8千万円、利回りは前年同期比0.18%上昇して、0.54%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	7,045,809	53,494	1.51
	当中間連結会計期間	7,323,156	62,546	1.70
うち貸出金	前中間連結会計期間	5,127,203	46,691	1.81
	当中間連結会計期間	5,332,927	54,122	2.02
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,419,640	6,266	0.88
	当中間連結会計期間	1,326,237	6,738	1.01
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	118,690	76	0.12
	当中間連結会計期間	59,422	154	0.51
うち預け金	前中間連結会計期間	1,777	0	0.03
	当中間連結会計期間	3,633	4	0.26
資金調達勘定	前中間連結会計期間	6,902,487	4,308	0.12
	当中間連結会計期間	7,146,596	10,765	0.30
うち預金	前中間連結会計期間	6,433,309	1,616	0.05
	当中間連結会計期間	6,558,489	7,346	0.22
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	270,921	97	0.07
	当中間連結会計期間	350,245	860	0.49
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	69,099	3	0.01
	当中間連結会計期間	82,493	219	0.53
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	3,737	12	0.65
うち借入金	前中間連結会計期間	69,646	604	1.72
	当中間連結会計期間	64,557	428	1.32

(注) 1 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間62,594百万円、当中間連結会計期間60,840百万円)を控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	519,420	11,217	4.30
	当中間連結会計期間	760,662	12,677	3.32
うち貸出金	前中間連結会計期間	16,874	132	1.56
	当中間連結会計期間	32,465	287	1.76
うち有価証券	前中間連結会計期間	478,887	10,630	4.42
	当中間連結会計期間	537,470	10,665	3.95
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	4,937	127	5.16
	当中間連結会計期間	9,130	238	5.20
うち預け金	前中間連結会計期間	15,409	57	0.74
	当中間連結会計期間	176,223	645	0.73
資金調達勘定	前中間連結会計期間	495,638	8,926	3.59
	当中間連結会計期間	681,476	10,096	2.95
うち預金	前中間連結会計期間	53,017	1,010	3.80
	当中間連結会計期間	44,074	819	3.70
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	6,919	165	4.77
	当中間連結会計期間	13,108	343	5.21
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	131,100	2,699	4.10
	当中間連結会計期間	97,546	2,313	4.73
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 「国際業務部門」は、銀行業における国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末のTT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	7,565,230	304,438	7,260,791	64,712	117	64,594	1.77
	当中間連結会計期間	8,083,819	493,942	7,589,876	75,224	881	74,342	1.95
うち貸出金	前中間連結会計期間	5,144,077		5,144,077	46,824		46,824	1.81
	当中間連結会計期間	5,365,392		5,365,392	54,409		54,409	2.02
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,898,527		1,898,527	16,897		16,897	1.77
	当中間連結会計期間	1,863,708		1,863,708	17,403		17,403	1.86
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	123,628		123,628	204		204	0.33
	当中間連結会計期間	68,553		68,553	392		392	1.14
うち預け金	前中間連結会計期間	17,187		17,187	57		57	0.67
	当中間連結会計期間	179,856		179,856	650		650	0.72
資金調達勘定	前中間連結会計期間	7,398,125	304,438	7,093,687	13,234	117	13,117	0.36
	当中間連結会計期間	7,828,073	493,942	7,334,131	20,862	881	19,980	0.54
うち預金	前中間連結会計期間	6,486,326		6,486,326	2,626		2,626	0.08
	当中間連結会計期間	6,602,563		6,602,563	8,166		8,166	0.24
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	270,921		270,921	97		97	0.07
	当中間連結会計期間	350,245		350,245	860		860	0.49
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	76,018		76,018	169		169	0.44
	当中間連結会計期間	95,602		95,602	562		562	1.17
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	131,100		131,100	2,699		2,699	4.10
	当中間連結会計期間	101,283		101,283	2,325		2,325	4.57
うち借入金	前中間連結会計期間	69,646		69,646	604		604	1.72
	当中間連結会計期間	64,557		64,557	428		428	1.32

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間62,594百万円、当中間連結会計期間60,840百万円)を控除して表示しております。

2 「相殺消去額」は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、投信販売手数料の増加等を主因に前年同期比7億3千4百万円増加して171億4千2百万円となりました。

役務取引等費用は、前年同期比3億8百万円増加して50億9千2百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	16,183	224		16,408
	当中間連結会計期間	16,888	254		17,142
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	5,635	14		5,650
	当中間連結会計期間	6,028			6,028
うち為替業務	前中間連結会計期間	5,622	175		5,797
	当中間連結会計期間	5,474	178		5,653
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	3,055			3,055
	当中間連結会計期間	3,549			3,549
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,587			1,587
	当中間連結会計期間	1,540			1,540
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	140			140
	当中間連結会計期間	141			141
うち保証業務	前中間連結会計期間	142	34		176
	当中間連結会計期間	153	75		228
役務取引等費用	前中間連結会計期間	4,706	77		4,784
	当中間連結会計期間	5,002	90		5,092
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,729	23		1,753
	当中間連結会計期間	1,897	24		1,921

(注) 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、前年同期比9億7千6百万円減少して3億3千万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	816	489		1,306
	当中間連結会計期間	330			330
うち商品 有価証券収益	前中間連結会計期間	391			391
	当中間連結会計期間	325			325
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	419	489		908
	当中間連結会計期間				
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	5			5
	当中間連結会計期間	5			5
特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	0			0
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	0			0

(注) 1 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 内訳科目は、それぞれ収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、上回った純額を計上しております。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

特定取引資産は、前年同期比37億8千4百万円減少して52億3千9百万円となりました。

特定取引負債は、前年同期比30億5千6百万円減少いたしました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	5,334	3,689		9,023
	当中間連結会計期間	5,239			5,239
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,663			1,663
	当中間連結会計期間	1,239			1,239
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	1,671	3,689		5,360
	当中間連結会計期間				
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	1,999			1,999
	当中間連結会計期間	3,999			3,999
特定取引負債	前中間連結会計期間	781	2,275		3,056
	当中間連結会計期間	0			0
うち商品有価証券派 生商品	前中間連結会計期間	2			2
	当中間連結会計期間	0			0
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	779	2,275		3,054
	当中間連結会計期間				

(注) 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	6,487,952	54,089	6,542,041
	当中間連結会計期間	6,638,399	48,536	6,686,935
うち流動性預金	前中間連結会計期間	3,985,487		3,985,487
	当中間連結会計期間	4,068,449		4,068,449
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,376,100		2,376,100
	当中間連結会計期間	2,498,924		2,498,924
うちその他	前中間連結会計期間	126,363	54,089	180,453
	当中間連結会計期間	71,025	48,536	119,561
譲渡性預金	前中間連結会計期間	241,311		241,311
	当中間連結会計期間	299,701		299,701
総合計	前中間連結会計期間	6,729,263	54,089	6,783,352
	当中間連結会計期間	6,938,100	48,536	6,986,636

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高、構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	5,215,258	100.00	5,571,882	100.00
製造業	460,540	8.83	496,863	8.92
農業	3,202	0.06	4,385	0.08
林業	514	0.01	407	0.01
漁業	4,795	0.09	4,326	0.08
鉱業	4,592	0.09	4,462	0.08
建設業	182,814	3.50	186,857	3.35
電気・ガス・熱供給・水道業	46,336	0.89	43,914	0.79
情報通信業	34,402	0.66	30,156	0.54
運輸業	177,118	3.40	209,680	3.76
卸売・小売業	782,744	15.01	803,026	14.41
金融・保険業	318,143	6.10	403,263	7.24
不動産業	741,031	14.21	832,568	14.94
各種サービス業	654,823	12.56	669,404	12.01
地方公共団体	387,555	7.43	382,864	6.87
その他	1,416,645	27.16	1,499,704	26.92
海外 (特別国際金融取引勘定分)	311	100.00	258	100.00
政府等	311	100.00	258	100.00
合計	5,215,570		5,572,141	

(注) 「国内」とは、当行(特別国際金融取引勘定分を除く)及び子会社であります。「海外」とは、特別国際金融取引勘定分であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成18年9月30日	インドネシア	311
	フィリピン	0
	合計	312
	(資産の総額に対する割合(%))	(0.00)
平成19年9月30日	インドネシア	258
	合計	258
	(資産の総額に対する割合(%))	(0.00)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	647,281		647,281
	当中間連結会計期間	566,459		566,459
地方債	前中間連結会計期間	71,808		71,808
	当中間連結会計期間	37,724		37,724
社債	前中間連結会計期間	550,103		550,103
	当中間連結会計期間	438,583		438,583
株式	前中間連結会計期間	168,188		168,188
	当中間連結会計期間	135,225		135,225
その他の証券	前中間連結会計期間	55,618	516,360	571,979
	当中間連結会計期間	58,310	536,691	595,001
合計	前中間連結会計期間	1,493,000	516,360	2,009,361
	当中間連結会計期間	1,236,303	536,691	1,772,994

(注) 1 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は当行1社であります。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	268	61.38	268	62.98
信託受益権	0	0.20		
現金預け金	168	38.42	157	37.02
合計	437	100.00	426	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	437	100.00	426	100.00
合計	437	100.00	426	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間(A) (百万円)	当中間会計期間(B) (百万円)	増減(B)―(A) (百万円)
業務粗利益 (除く国債等債券損益(5勘定戻))	63,949 (64,130)	64,995 (66,389)	1,046 (2,259)
国内業務粗利益 (除く国債等債券損益(5勘定戻))	60,809 (60,905)	62,149 (63,166)	1,340 (2,261)
資金利益	49,226	51,789	2,563
役務取引等利益	10,602	10,752	150
特定取引利益	816	329	△487
その他業務利益 (うち国債等債券損益)	164 (△96)	△721 (△1,016)	△885 (△920)
国際業務粗利益 (除く国債等債券損益(5勘定戻))	3,139 (3,224)	2,845 (3,222)	△294 (△2)
資金利益	2,178	1,823	△355
役務取引等利益	146	163	17
特定取引利益	489	—	△489
その他業務利益 (うち国債等債券損益)	325 (△84)	858 (△377)	533 (△293)
経費(除く臨時処理分)	35,547	37,277	1,730
人件費	16,579	16,460	△119
物件費	16,642	18,455	1,813
税金	2,326	2,361	35
実質業務純益(一般貸倒引当金繰入前) (除く国債等債券損益(5勘定戻))	28,401 (28,582)	27,717 (29,111)	△684 (529)
①一般貸倒引当金繰入額	—	△1,734	△1,734
業務純益 (うち国債等債券損益(5勘定戻))	28,401 (△180)	29,452 (△1,393)	1,051 (△1,213)
臨時損益等	△1,130	△21,190	△20,060
②不良債権処理額	71	2,865	2,794
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	2,863	2,863
延滞債権等売却損	71	1	△70
③特定海外債権引当勘定繰入額	—	△16	△16
株式等関係損益	308	△18,071	△18,379
株式等売却益	711	5,439	4,728
株式等売却損	—	18,003	18,003
株式等償却	403	5,507	5,104
その他臨時損益等	△1,367	△270	1,097
経常利益	27,271	8,261	△19,010
特別損益	1,663	△677	△2,340
うち固定資産処分損益	△252	△344	△92
固定資産処分益	—	56	56
固定資産処分損	252	400	148
④うち貸倒引当金繰取崩益	2,377	—	△2,377
うち固定資産減損損失	461	332	△129
税引前中間純利益	28,935	7,584	△21,351
法人税、住民税及び事業税	13,024	931	△12,093
法人税等調整額	△1,147	1,954	3,101
中間純利益	17,058	4,697	△12,361
(与信関連費用(信用コスト)①+②+③-④)	(△2,306)	(1,113)	(3,419)

- (注) 1 業務粗利益＝資金利益＋役務取引等利益＋特定取引利益＋その他業務利益
 2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
 3 臨時損益等とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付損益のうち臨時損益処理分等を加えたものであります。
 4 国債等債券損益(5勘定戻)＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(A) (%)	当中間会計期間(B) (%)	増減(B)－(A) (%)
(1) 資金運用利回①	1.51	1.70	0.19
(イ) 貸出金利回	1.81	2.02	0.21
(ロ) 有価証券利回	0.88	1.01	0.13
(2) 資金調達原価②	1.12	1.31	0.19
(イ) 預金等利回	0.05	0.23	0.18
(ロ) 外部負債利回	0.87	0.87	0.00
(3) 総資金利鞘①－②	0.39	0.39	0.00

- (注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分を除いております。
 2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間(A) (%)	当中間会計期間(B) (%)	増減(B)－(A) (%)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	13.89	12.80	△1.09
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	13.89	12.80	△1.09
業務純益ベース	13.89	13.61	△0.28
中間純利益ベース	8.34	2.17	△6.17

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間(A) (百万円)	当中間会計期間(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
預金(末残)	6,546,044	6,693,102	147,058
預金(平残)	6,490,538	6,608,197	117,659
貸出金(末残)	5,215,425	5,584,203	368,778
貸出金(平残)	5,143,867	5,365,196	221,329

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間(A) (百万円)	当中間会計期間(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
個人	4,575,197	4,706,377	131,180
法人・その他	1,951,109	1,976,337	25,228
合計	6,526,307	6,682,714	156,407

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) ローン残高

	前中間会計期間(A) (百万円)	当中間会計期間(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
ローン残高	1,386,316	1,471,150	84,834
住宅ローン残高	1,250,814	1,342,019	91,205
消費者ローン残高	135,502	129,131	△6,371

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間(A)	当中間会計期間(B)	増減(B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	3,795,614	4,126,629	331,015
総貸出金残高	② 百万円	5,215,113	5,583,944	368,831
中小企業等貸出金比率	①/② %	72.78	73.90	1.12
中小企業等貸出先件数	③ 件	330,536	342,909	12,373
総貸出先件数	④ 件	331,340	343,749	12,409
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.75	99.75	0.00

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

3 当行が吸収合併した佛福岡カードにかかる貸出金・貸出先件数については単純合算して計上しております。

4 当中間会計期間の中小企業等貸出金残高には、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ向け貸出金1,200億円を含んでおります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	13	64	5	17
信用状	498	3,667	423	3,619
保証	9,274	55,033	8,018	56,947
計	9,785	58,765	8,446	60,584

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	73,218	82,329
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	51,411	60,587
	利益剰余金	217,617	198,346
	自己株式(△)	10,829	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	3,483	753
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	31,032	51,492
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	30,000	50,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	1
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	12,646
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	358,966	379,353	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注 1)	30,000	50,000	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	36,236	35,826
	一般貸倒引当金	34,826	0
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	92,000	160,000
	うち永久劣後債務(注 2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注 3)	92,000	160,000
	計	163,063	195,827
うち自己資本への算入額 (B)	157,677	195,827	
控除項目	控除項目(注 4) (C)	69,032	177,039
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	447,611	398,141
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,610,939	3,987,297
	オフ・バランス取引等項目	99,616	264,732
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	4,252,030
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	—	242,827
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	19,426
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (H)	—	—
計 (E) + (F) + (H) (注 5) (I)	4,710,556	4,494,858	
連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (I) × 100 (%)	9.50	8.85	
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (I) × 100 (%)	—	8.43	

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年 9月30日	平成19年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	73,218	82,329
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	51,408	60,479
	その他資本剰余金	3	1
	利益準備金	46,520	46,520
	その他利益剰余金	167,832	147,893
	その他	30,000	50,000
	自己株式(△)	10,569	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	3,483	753
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)	—	15,386
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額 (△)	—	—
計 (A)	354,931	371,085	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注 1)	30,000	50,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	36,236	35,826
	一般貸倒引当金	29,002	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	92,000	160,000
	うち永久劣後債務 (注 2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注 3)	92,000	160,000
	計	157,238	195,826
うち自己資本への算入額 (B)	157,238	195,826	
控除項目	控除項目 (注 4) (C)	66,754	177,310
自己資本額 (D)	(A) + (B) - (C)	445,415	389,601
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,606,180	3,966,657
	オフ・バランス取引等項目	99,616	264,732
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	4,231,390
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	—	231,067
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	18,485
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新 所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (H)	—	—
	計 ((E) + (F) + (H)) (注 5) (I)	4,705,797	4,462,458
単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (I) × 100 (%)	9.46	8.73	
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (I) × 100 (%)	—	8.31	

- (注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(※) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目（Tier1）に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Fukuoka Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし平成26年1月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行なうことで、本優先出資証券の全部又は一部を現金償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当率	年3.14%（平成29年1月まで固定） 平成29年1月以降は変動金利
発行総額	300億円（1口あたり10,000,000円）
払込日	平成18年8月18日
配当支払の内容	毎年1月25日及び7月25日（該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。）。但し、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行なうことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日ではなく、当該配当支払日の5営業日以前に、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行なわないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が「清算期間」中に到来する場合。 <p>また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。</p>
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、銀行が銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行なうことを要する（下記（1）、（2）、（3）及び（4）を条件とする。）但し、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施されるが、（1）支払不能証明書が交付されていないこと、（2）分配制限に服すること、（3）当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること、かつ、（4）当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと、を条件とする。
残余財産分配請求額	1口あたり10,000,000円

発行体	Fukuoka Preferred Capital 2 Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし平成26年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行なうことで、本優先出資証券の全部又は一部を現金償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当率	年2.82%（平成29年7月まで固定） 平成29年7月以降は変動金利
発行総額	200億円（1口あたり10,000,000円）
払込日	平成19年3月15日
配当支払の内容	毎年1月25日及び7月25日（該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。）。但し、初回の配当支払日は平成19年7月25日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行なうことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日ではなく、当該配当支払日の5営業日以前に、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行なわないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が「清算期間」中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、銀行が銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行なうことを要する（下記（1）、（2）、（3）及び（4）を条件とする。）但し、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施されるが、（1）支払不能証明書が交付されていないこと、（2）分配制限に服すること、（3）当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること、かつ、（4）当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと、を条件とする。
残余財産分配請求額	1口あたり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	30,542	34,509
危険債権	61,521	42,739
要管理債権	44,621	45,858
正常債権	5,145,899	5,572,599

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

わが国経済は、米国サブプライム住宅ローン問題や国際金融資本市場の動向等、不確実な要因はあるものの、好調な企業部門から家計部門への波及が緩やかに続き、生産・所得・支出の好循環メカニズムの維持による息の長い回復が続くと予想されます。

こうしたなか、金融界においては、顧客ニーズの多様化や金融サービスの融合化の進展により、「預貯金」中心の金融資産が「投資」にシフトする流れが加速し、より高度で良質な金融商品・サービスの提供が求められています。また、ゆうちょ銀行の誕生や規制緩和による異業種の参入等により業態を越えた競争も顕在化しています。加えて平成19年9月には金融商品取引法が施行され、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上が図られるなど、金融機関には顧客保護態勢や内部統制の一層の強化が求められている状況にあります。

このような状況下、当行は平成19年4月2日に熊本ファミリー銀行と共同株式移転により親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（FFG）」を設立し、さらにFFGは平成19年10月1日に親和銀行を完全子会社化いたしました。

FFGが広域展開型の地域金融グループとして新たなステージに移行するとともに、当行はグループのコアバンクとして『中期経営計画2008』をスタートさせました。

当行の目指す銀行像「期待を超える銀行」とは、お客さま、地域社会、従業員等といった各ステークホルダーの期待を超える価値を創造できる銀行であり、サービス品質の向上、地域社会への貢献、高い収益力と健全性の確保、従業員の働きがいのサポートを通じて、高い企業価値の実現を目指すとともに、営業・経営管理におけるベストプラクティスを追求してまいります。

また、収益力、財務体質の一層の強化やさらなる経営の効率化に努め、“地域の皆さまに良質な金融サービスを提供し、地域社会の発展に貢献する”という地域金融機関の使命を果たし、企業価値の向上に向けて役職員一同努力してまいりたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (m ²)	建物延面積 (m ²)	完了年月
当行	—	箱崎ビル	福岡市東区	店舗	2,750.87	12,411.83	19年4月
		井尻支店	福岡市南区	店舗	1,402.50	793.62	19年7月
		博多南支店	福岡市博多区	店舗	970.00	838.65	19年8月

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000,000
計	1,800,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株)(平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	739,952,842	同 左	—	—
計	739,952,842	同 左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)	10,839	739,952	2,438,905	82,329,885	2,428,065	60,479,666

(注) 新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の株式への転換)による当中間会計期間中の合計数・額であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ふくおかフィナンシャル グループ	福岡市中央区天神二丁目13番1号	739,952	100.00
計	—	739,952	100.00

(注) 当行は、株式移転により株式会社ふくおかフィナンシャルグループの完全子会社となりました。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 739,952,000	739,952	—
単元未満株式	普通株式 842	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	739,952,842	—	—
総株主の議決権	—	739,952	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役副頭取	—	鬼木 和夫	平成19年7月3日

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※ 7	274,490	3.53	319,895	3.97	191,373	2.40
コールローン及び買入手形		3,625	0.05	36,202	0.45	72,400	0.91
買入金銭債権		79,617	1.02	141,994	1.76	108,366	1.36
特定取引資産		9,023	0.12	5,239	0.06	7,900	0.10
有価証券	※ 1 7, 15	2,009,361	25.85	1,772,994	21.98	2,046,071	25.61
貸出金	※ 2 3, 4 5, 6 8	5,215,570	67.09	5,572,141	69.08	5,373,526	67.26
外国為替	※ 6	4,489	0.06	4,148	0.05	2,758	0.03
その他資産	※ 7	54,613	0.70	75,810	0.94	60,584	0.76
有形固定資産	※ 9 10 11	128,092	1.65	131,216	1.63	129,555	1.62
無形固定資産		8,350	0.11	8,661	0.11	8,153	0.10
繰延税金資産		6,688	0.08	14,313	0.18	8,026	0.10
支払承諾見返		58,765	0.76	60,584	0.75	57,498	0.72
貸倒引当金		△79,193	△1.02	△77,626	△0.96	△77,686	△0.97
資産の部合計		7,773,496	100.00	8,065,575	100.00	7,988,529	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※ 7	6,542,041	84.16	6,686,935	82.91	6,773,410	84.79
譲渡性預金		241,311	3.11	299,701	3.72	143,487	1.80
コールマネー及び売渡手形	※ 7	17,233	0.22	120,012	1.49	12,157	0.15
債券貸借取引受入担保金	※ 7	137,595	1.77	86,210	1.07	120,309	1.51
特定取引負債		3,056	0.04	0	0.00	3,832	0.05
借入金	※ 7 12	138,481	1.78	110,729	1.37	133,253	1.67
外国為替		170	0.00	285	0.00	284	0.00
社債	※13	50,000	0.64	112,173	1.39	111,074	1.39
新株予約権付社債	※14	18,362	0.24	—	—	5,047	0.06
その他負債		81,879	1.05	81,587	1.01	90,751	1.14
退職給付引当金		376	0.00	447	0.01	434	0.00
利息返還損失引当金		—	—	1,134	0.01	1,141	0.01
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	979	0.01	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※ 9	33,397	0.43	33,031	0.41	33,282	0.42
負ののれん		73	0.00	44	0.00	59	0.00
支払承諾		58,765	0.76	60,584	0.75	57,498	0.72
負債の部合計		7,322,746	94.20	7,593,856	94.15	7,486,023	93.71
(純資産の部)							
資本金		73,218	0.94	82,329	1.02	79,890	1.00
資本剰余金		51,411	0.66	60,587	0.75	58,165	0.73
利益剰余金		217,617	2.80	198,346	2.46	231,025	2.89
自己株式		△10,829	△0.14	—	—	△10,758	△0.13
株主資本合計		331,418	4.26	341,263	4.23	358,322	4.49
その他有価証券評価差額金		41,377	0.53	32,556	0.40	45,912	0.57
繰延ヘッジ損益		△204	△0.00	△177	△0.00	△77	△0.00
土地再評価差額金	※ 9	47,126	0.61	46,583	0.58	46,955	0.59
評価・換算差額等合計		88,299	1.14	78,963	0.98	92,790	1.16
少数株主持分		31,032	0.40	51,492	0.64	51,393	0.64
純資産の部合計		450,750	5.80	471,718	5.85	502,506	6.29
負債及び純資産の部合計		7,773,496	100.0	8,065,575	100.0	7,988,529	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		87,655	100.00	106,672	100.00	183,508	100.00
資金運用収益		64,594		74,342		135,270	
(うち貸出金利息)		(46,824)		(54,409)		(97,822)	
(うち有価証券利息配当金)		(16,897)		(17,403)		(35,290)	
信託報酬						2	
役務取引等収益		16,408		17,142		33,673	
特定取引収益		1,306		330		2,448	
その他業務収益		3,879		7,723		7,999	
その他経常収益		1,466		7,132		4,115	
経常費用		57,796	65.94	96,850	90.79	125,887	68.60
資金調達費用		13,117		19,980		29,498	
(うち預金利息)		(2,626)		(8,166)		(7,524)	
役務取引等費用		4,784		5,092		10,578	
特定取引費用				0			
その他業務費用		578		5,103		1,212	
営業経費		37,830		38,942		74,247	
その他経常費用	1	1,485		27,730		10,351	
経常利益		29,858	34.06	9,821	9.21	57,621	31.40
特別利益		443	0.51	56	0.05	0	0.00
固定資産処分益				56		0	
その他の特別利益	2	443					
特別損失		713	0.81	741	0.70	1,499	0.82
固定資産処分損		252		409		439	
減損損失		461		332		1,060	
税金等調整前中間(当期)純利益		29,588	33.76	9,136	8.56	56,121	30.58
法人税、住民税及び事業税		13,467	15.37	1,235	1.16	23,928	13.04
法人税等調整額		1,207	1.38	1,954	1.83	1,953	1.06
少数株主利益 (は少数株主損失)		223	0.25	792	0.74	288	0.15
中間(当期)純利益		17,551	20.02	5,153	4.83	33,858	18.45

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	70,310	48,515	201,413	△10,754	309,484
中間連結会計期間中の変動額					
新株予約権の行使	2,907	2,895			5,802
剰余金の配当(注)			△3,010		△3,010
役員賞与(注)			△60		△60
中間純利益			17,551		17,551
自己株式の取得				△78	△78
自己株式の処分		1		3	4
土地再評価差額金の取崩			1,723		1,723
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	2,907	2,896	16,204	△75	21,933
平成18年9月30日残高(百万円)	73,218	51,411	217,617	△10,829	331,418

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	43,103	—	48,850	91,953	1,261	402,699
中間連結会計期間中の変動額						
新株予約権の行使						5,802
剰余金の配当(注)						△3,010
役員賞与(注)						△60
中間純利益						17,551
自己株式の取得						△78
自己株式の処分						4
土地再評価差額金の取崩						1,723
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,725	△204	△1,723	△3,653	29,770	26,116
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,725	△204	△1,723	△3,653	29,770	48,050
平成18年9月30日残高(百万円)	41,377	△204	47,126	88,299	31,032	450,750

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	79,890	58,165	231,025	△10,758	358,322
中間連結会計期間中の変動額					
新株予約権の行使	2,438	2,428			4,866
剰余金の配当(注)			△38,204		△38,204
中間純利益			5,153		5,153
自己株式の取得				△18	△18
自己株式の処分		△6		10,776	10,770
土地再評価差額金の取崩			371		371
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	2,438	2,421	△32,678	10,758	△17,059
平成19年9月30日残高(百万円)	82,329	60,587	198,346	—	341,263

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	45,912	△77	46,955	92,790	51,393	502,506
中間連結会計期間中の変動額						
新株予約権の行使						4,866
剰余金の配当(注)						△38,204
中間純利益						5,153
自己株式の取得						△18
自己株式の処分						10,770
土地再評価差額金の取崩						371
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△13,356	△99	△371	△13,827	98	△13,728
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△13,356	△99	△371	△13,827	98	△30,787
平成19年9月30日残高(百万円)	32,556	△177	46,583	78,963	51,492	471,718

(注) 剰余金の配当のうち、3,205百万円については平成19年5月の取締役会における決議項目であります。また、うち34,998百万円については平成19年9月28日の取締役会にて決議され、同日支払われた、ふくおかフィナンシャルグループへの配当金であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	70,310	48,515	201,413	△10,754	309,484
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使	9,580	9,537			19,117
剰余金の配当(注)			△3,010		△3,010
剰余金の配当			△3,068		△3,068
役員賞与(注)			△60		△60
当期純利益			33,858		33,858
自己株式の取得				△270	△270
自己株式の処分		112		266	378
土地再評価差額金の取崩			1,895		1,895
連結範囲の変更			△3		△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	9,580	9,649	29,612	△3	48,838
平成19年3月31日残高(百万円)	79,890	58,165	231,025	△10,758	358,322

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	43,103	—	48,850	91,953	1,261	402,699
連結会計年度中の変動額						
新株予約権の行使						19,117
剰余金の配当(注)						△3,010
剰余金の配当						△3,068
役員賞与(注)						△60
当期純利益						33,858
自己株式の取得						△270
自己株式の処分						378
土地再評価差額金の取崩						1,895
連結範囲の変更						△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,809	△77	△1,895	836	50,131	50,967
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	2,809	△77	△1,895	836	50,131	99,806
平成19年3月31日残高(百万円)	45,912	△77	46,955	92,790	51,393	502,506

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		29,588	9,136	56,121
減価償却費		2,675	2,658	5,250
減損損失		461	332	1,060
負ののれん償却額		△14	△14	△29
持分法による投資損益(△)		△90	△108	△218
貸倒引当金の増加額		△4,509	△60	△6,016
利息返還損失引当金の増加額		—	△7	1,141
睡眠預金払戻損失引当金の 増加額		—	979	—
退職給付引当金の増加額		△34	13	22
資金運用収益		△64,594	△74,342	△135,270
資金調達費用		13,117	19,980	29,498
有価証券関係損益(△)		1,111	19,684	781
為替差損益(△)		△12	1,108	△20
固定資産処分損益(△)		252	359	439
特定取引資産の純増(△)減		△3,007	2,661	△1,883
特定取引負債の純増減(△)		625	△3,831	1,401
貸出金の純増(△)減		△100,179	△198,614	△258,135
預金の純増減(△)		△15,668	△86,475	215,700
譲渡性預金の純増減(△)		103,831	156,213	6,007
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		92,909	△64,523	93,680
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		4,727	△149,572	△17,502
コールローン等の純増(△)減		83,313	2,570	△14,209
コールマネー等の純増減(△)		△184,541	107,854	△189,617
債券貸借取引受入担保金の純 増減(△)		△9,674	△34,099	△26,960
外国為替(資産)の純増(△)減		△635	△1,390	1,095
外国為替(負債)の純増減(△)		△61	1	52
普通社債の発行・償還による 純増減(△)		—	—	31,074
資金運用による収入		61,630	73,820	133,201
資金調達による支出		△12,119	△18,444	△27,384
役員賞与の支払額		△60	—	△60
その他		△4,207	△7,666	△5,446
小計		△5,168	△241,779	△106,225
法人税等の支払額		△9,395	△19,672	△14,274
営業活動による キャッシュ・フロー		△14,564	△261,452	△120,499

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△323,240	△411,540	△539,239
有価証券の売却による収入		67,678	491,057	113,147
有価証券の償還による収入		153,132	163,474	288,322
有形固定資産の取得による 支出		△3,726	△3,811	△6,800
無形固定資産の取得による 支出		△1,486	△2,107	△2,760
有形固定資産の売却による 収入		2,593	400	2,518
無形固定資産の売却による 収入		4	—	6
投資活動による キャッシュ・フロー		△105,042	237,473	△144,806
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		—	60,000	—
劣後特約付借入金 の返済による支出		—	△18,000	△6,000
劣後特約付社債の発行による 収入		30,000	—	60,000
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の償還による支出		—	△180	—
優先出資証券の発行による 収入		30,000	—	50,000
配当金支払額		△3,009	△38,201	△6,077
少数株主への配当金支払額		△2	△675	△413
自己株式の取得による支出		△78	△18	△270
自己株式の売却による収入		4	11	17
財務活動による キャッシュ・フロー		56,914	2,936	97,256
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		12	△8	20
V 現金及び現金同等物の増加額		△62,680	△21,051	△168,027
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		332,564	164,537	332,564
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		269,884	143,485	164,537

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 連結子会社名は、「第1企業の概況 2事業の内容」に記載しているため省略しております。 なおFukuoka Preferred Capital Cayman Limited は設立により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1企業の概況 2事業の内容」に記載しているため省略しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 同 左</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1企業の概況 4関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なおFukuoka Preferred Capital Cayman Limited、Fukuoka Preferred Capital Cayman Limited は設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。 また「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表されたこと並びに重要性が増したこと等により、当連結会計年度より以下の投資事業組合も連結の範囲に含めております。</p> <p>有限責任中間法人ふくおか・アセット・ホールディングス 有限会社マーキュリー・アセット・コーポレーション 有限会社ジュピター・アセット・コーポレーション</p> <p>(2) 非連結子会社 同 左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 前田証券株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 3社 ・前田証券株式会社 ・九州技術開発1号投資事業有限責任組合 ・成長企業応援投資事業有限責任組合</p> <p>なお、成長企業応援投資事業有限責任組合は、新規出資により当中間連結会計期間から持分法適用の関連会社としております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 ・前田証券株式会社 ・九州技術開発1号投資事業有限責任組合</p> <p>なお、九州技術開発1号投資事業有限責任組合は、設立により当連結会計年度から持分法適用の関連会社としております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 8社 12月末日 3社 (2) 12月末日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 6月末日 3社 3月末日 8社 (2) 6月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>①従来はスワップ・先物・オプション取引等（ディーリング目的を除く）については、「特定取引資産」、「特定取引負債」に純額で計上しておりましたが、当中間連結会計期間より対顧客関連デリバティブ取引の一元管理のため、「その他資産（負債）」中の金融派生商品に総額で計上しております。この変更により、「その他資産」は7,038百万円、「その他負債」は4,400百万円増加しております。</p> <p>②従来は派生商品（ディーリング目的を除く）についての損益は、「特定取引収益（費用）」に計上しておりましたが、当中間連結会計期間より対顧客関連デリバティブ取引の一元管理のため、「その他業務収益（費用）」に計上しております。この変更による経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、主として当行と同様の処理を行っております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、主として当行と同様の処理を行っております。</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は、軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 同 左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、主として当行と同様の処理を行っております。</p> <p>② 無形固定資産 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者（以下 「破綻先」という。）に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者（以 下「実質破綻先」とい う。）に係る債権につい ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の 状況にないが、今後経営 破綻に陥る可能性が大き いと認められる債務者 （以下「破綻懸念先」と いう。）に係る債権につ いては、債権額から、担 保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込 額を控除し、その残額 のうち、債務者の支払能 力を総合的に判断し必要 と認める額を計上して おります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金については貸倒実績率等に基づく処理を行っております。</p>		

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に全額を処理。 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に全額を処理。 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理。</p>
	<p>—————</p>	<p>(7) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利息返還損失引当金は、当行が平成17年度において連結子会社であった株式会社福岡カードを合併した際に承継した権利・義務に係るもので、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要な額を計上しております。</p>	<p>(7) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—————	<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、当中間連結会計期間から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当中間連結会計期間から適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。これにより従来の方法に比べ経常費用は979百万円増加し、経常利益、税金等調整前中間純利益は979百万円それぞれ減少しております。</p>	—————
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同 左</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内の連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>
	<p>(12)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(12)消費税等の会計処理</p> <p>同 左</p>	<p>(12)消費税等の会計処理</p> <p>同 左</p>
	<p>(13)税効果会計に関する事項</p> <p>中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>(13)税効果会計に関する事項</p> <p>同 左</p>	<p>—————</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同 左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は419,922百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14条)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は451,190百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」「無形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」「無形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>_____</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式2,278百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,309百万円、延滞債権額は82,785百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,530百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,090百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式3,395百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は12,512百万円、延滞債権額は64,398百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は110百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は45,747百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式2,870百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,703百万円、延滞債権額は70,163百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は745百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は51,017百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は136,716百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は75,590百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 677,510百万円 担保資産に対応する債務 預 金 12,931百万円 債券貸借取引受入担保金 137,595百万円 借入金 92,900百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券221,542百万円を差し入れております。 関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金等は32百万円、保証金は1,745百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,768百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は74,696百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 2,289百万円 有価証券 712,755百万円 その他資産 83百万円 担保資産に対応する債務 預 金 14,402百万円 コールマネー及び売渡手形 111,300百万円 債券貸借取引受入担保金 86,210百万円 借入金 30,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券184,174百万円及びその他資産101百万円を差し入れております。 関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。 また、その他資産のうち保証金は1,771百万円あります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は131,629百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は82,925百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 653,858百万円 担保資産に対応する債務 預 金 26,949百万円 債券貸借取引受入担保金 120,309百万円 借入金 94,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券261,725百万円及びその他資産61百万円を差し入れております。 関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。 また、その他資産のうち保証金は1,730百万円あります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>これらの契約に係る融資未実行残高は、2,010,611百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,958,297百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p>	<p>これらの契約に係る融資未実行残高は、2,550,833百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,404,822百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p>	<p>これらの契約に係る融資未実行残高は、2,105,094百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,971,130百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,940百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 30,255百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,842百万円
※10 有形固定資産の減価償却累計額 58,317百万円	※10 有形固定資産の減価償却累計額 57,737百万円	※10 有形固定資産の減価償却累計額 57,998百万円
※11 有形固定資産の圧縮記帳額 7,602百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※11 有形固定資産の圧縮記帳額 7,489百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※11 有形固定資産の圧縮記帳額 7,563百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金44,000百万円が含まれております。	※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金80,000百万円が含まれております。	※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金38,000百万円が含まれております。
※13 社債は、期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)であります。	※13 社債には、期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)が80,000百万円含まれております。	※13 社債には、期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)が80,000百万円含まれております。
※14 新株予約権付社債は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行された劣後特約付無担保転換社債であります。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は41,906百万円であります。	※14 新株予約権付社債は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行された劣後特約付無担保転換社債であります。 ※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は42,608百万円であります。
16 当行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同貸借し、そのリース債務839百万円について相互に保証しております。	16 当行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同貸借し、そのリース債務32百万円について相互に保証しております。	16 当行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同貸借し、そのリース債務428百万円について相互に保証しております。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 その他経常費用には、当行の株式等償却403百万円を含んでおります。 ※2 その他の特別利益は、貸倒引当金取崩額であります。	※1 その他経常費用には、当行の株式等売却損18,003百万円、株式等償却5,511百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、当行の利息返還損失引当金繰入1,141百万円、債権売却損453百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数(千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	686,534	12,924	—	699,458	※1
合計	686,534	12,924	—	699,458	
自己株式					
普通株式	17,014	87	5	17,096	※2
合計	17,014	87	5	17,096	

※1 増加は新株予約権の行使によるものであります。

※2 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,015	4.5	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の
末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	3,072	利益剰余金	4.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

II 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数(千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	729,113	10,839	—	739,952	※1
合 計	729,113	10,839	—	739,952	
自己株式					
普通株式	16,787	26	16,813	—	※2
合 計	16,787	26	16,813	—	

※1 増加は新株予約権の行使によるものであります。

※2 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの株式交換によるものであります。

2 配当に関する事項

配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月14日 取締役会	普通株式	3,205	4.5	平成19年3月31日	平成19年6月25日
平成19年9月28日 取締役会	普通株式	34,998	47.3	平成19年9月28日	平成19年9月28日

III 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数(千株)	当連結会計 年度増加株式数 (千株)	当連結会計 年度減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	685,534	42,579	—	729,113	※1
合 計	686,534	42,579	—	729,113	
自己株式					
普通株式	17,014	290	517	16,787	※2
合 計	17,014	290	517	16,787	

※1 増加は新株予約権の行使によるものであります。

※2 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,015	4.5	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	3,072	4.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	3,205	利益剰余金	4.5	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 274,490百万円 有利息預け金 <u>△4,606百万円</u> 現金及び現金同等物269,884百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 319,895百万円 有利息預け金 <u>△176,409百万円</u> 現金及び現金同等物143,485百万円	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 191,373百万円 有利息預け金 <u>△26,836百万円</u> 現金及び現金同等物164,537百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p style="text-align: center;">動 産</p> <p>取得価額相当額 11,891百万円 減価償却累計額相当額 6,723百万円 減損損失累計額相当額 一百万円 中間連結会計期間末残高相当額 5,167百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,944百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,340百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">5,284百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 1,111百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 1,036百万円 支払利息相当額 66百万円 減損損失 一百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	1年内	1,944百万円	1年超	3,340百万円	合 計	5,284百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p style="text-align: center;">動 産</p> <p>取得価額相当額 9,958百万円 減価償却累計額相当額 5,796百万円 減損損失累計額相当額 一百万円 中間連結会計期間末残高相当額 4,161百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,270百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,015百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">4,285百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 880百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 817百万円 支払利息相当額 68百万円 減損損失 一百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	1年内	1,270百万円	1年超	3,015百万円	合 計	4,285百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <p style="text-align: center;">動 産</p> <p>取得価額相当額 12,431百万円 減価償却累計額相当額 7,648百万円 減損損失累計額相当額 一百万円 年度末残高相当額 4,782百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,679百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,260百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">4,940百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定年度末残高 一百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 2,171百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 2,057百万円 支払利息相当額 136百万円 減損損失 一百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	1年内	1,679百万円	1年超	3,260百万円	合 計	4,940百万円
1年内	1,944百万円																			
1年超	3,340百万円																			
合 計	5,284百万円																			
1年内	1,270百万円																			
1年超	3,015百万円																			
合 計	4,285百万円																			
1年内	1,679百万円																			
1年超	3,260百万円																			
合 計	4,940百万円																			
—————	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">53百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">70百万円</td> </tr> </table>	1年内	16百万円	1年超	53百万円	合 計	70百万円	—————												
1年内	16百万円																			
1年超	53百万円																			
合 計	70百万円																			

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表及び連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」は、該当ありません。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	3,018	2,999	△19
その他	3,000	2,984	△15
合計	6,018	5,983	△34

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	47,698	125,705	78,007
債券	1,234,123	1,222,014	△12,108
国債	653,737	644,262	△9,474
地方債	72,369	71,808	△560
社債	508,016	505,943	△2,073
その他	534,103	537,519	3,415
合計	1,815,925	1,885,239	69,313

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、403百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

市場価格のある株式

中間連結会計期間末日の時価が取得原価の30%以上下落した全銘柄

市場価格のない株式

実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
事業債	44,160
非上場株式	40,204
優先出資証券	25,000
投資事業有限責任組合等	6,316

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	3,009	2,996	△12
その他	3,000	2,983	△16
合計	6,009	5,980	△28

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	59,715	121,982	62,267
債券	1,000,104	991,165	△8,938
国債	572,212	563,450	△8,762
地方債	37,814	37,724	△89
社債	390,076	389,990	△86
その他	561,673	559,574	△2,099
合計	1,621,492	1,672,721	51,228

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、5,511百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

市場価格のある株式

中間連結会計期間末日の時価が取得原価の30%以上下落した全銘柄

市場価格のない株式

実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
事業債	48,593
非上場株式	10,768
優先出資証券	25,000
投資事業有限責任組合等	6,363

III 前連結会計年度末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	3,014	2,994	△19	—	19
その他	3,000	2,985	△14	—	14
合計	6,014	5,980	△33	—	33

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	65,098	144,875	79,777	80,090	313
債券	1,242,478	1,229,238	△13,240	1,350	14,590
国債	656,518	645,257	△11,261	250	11,511
地方債	73,981	73,560	△420	55	476
社債	511,979	510,420	△1,559	1,043	2,602
その他	535,394	541,878	6,483	10,127	3,643
合計	1,842,971	1,915,992	73,020	91,568	18,547

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、486百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

市場価格のある株式

連結会計年度末日の時価が取得原価の30%以上下落した全銘柄

市場価格のない株式

実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
事業債	49,088
非上場株式	39,967
優先出資証券	25,000
投資事業有限責任組合等	6,995

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

- 1 満期保有目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年3月31日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

Ⅰ 前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金（平成18年9月30日現在）
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	69,313
その他有価証券	69,313
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	27,922
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	41,391
（△）少数株主持分相当額	20
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	6
その他有価証券評価差額金	41,377

Ⅱ 当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金（平成19年9月30日現在）
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	51,228
その他有価証券	51,228
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	18,676
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	32,552
（△）少数株主持分相当額	△11
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△7
その他有価証券評価差額金	32,556

Ⅲ 前連結会計年度末

- その他有価証券評価差額金（平成19年3月31日現在）
連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	73,020
その他有価証券	73,020
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	27,101
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	45,919
（△）少数株主持分相当額	6
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	45,912

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	251,720	898	891
	金利オプション	—	—	—
	金利スワップション	136,486	0	889
	キャップ	74,616	0	109
	その他	—	—	—
	合計	—	899	1,890

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	512,881	1,440	1,413
	為替予約	45,763	195	195
	通貨オプション	23,088	0	△14
	その他	—	—	—
	合計	—	1,635	1,594

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	300	△2	△2
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△2	△2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	109,646	△115	△115
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	433,556	1,069	1,058
	金利オプション	—	—	—
	金利スワップション	54,850	25	465
	キャップ	77,791	△18	108
	フロア	9,268	0	0
	その他	—	—	—
	合計	—	961	1,517

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	779,111	1,630	1,595
	為替予約	54,088	177	177
	通貨オプション	30,777	0	16
	その他	—	—	—
	合計	—	1,807	1,789

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	300	△0	△0
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデフォルトスワップ	5,000	△5	△5
	その他	—	—	—
	合計	—	△5	△5

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

Ⅲ 前連結会計年度末

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	3,541	0	0
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	364,397	1,100	1,088
	金利オプション	—	—	—
	金利スワップション	100,260	0	748
	キャップ	72,155	0	94
	フロア	6,000	0	0
	その他	—	—	—
	合計	—	1,101	1,932

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	599,324	1,426	1,395
	為替予約	57,711	196	196
	通貨オプション	23,924	0	△5
	その他	—	—	—
	合計	—	1,622	1,585

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	500	0	0
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

連結会社は銀行業以外に保証業等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	104,076	2,596	106,672	—	106,672
(2) セグメント間の内部経常収益	267	4,195	4,462	(4,462)	—
計	104,343	6,791	111,135	(4,462)	106,672
経常費用	96,005	5,305	101,311	(4,460)	96,850
経常利益	8,338	1,485	9,823	(2)	9,821

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・銀行業

(2) その他の事業・・・保証業務、事業再生支援・債権管理回収業務、銀行事務代行業務等

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結会社は銀行業以外に保証業等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

また、全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	12,472
II 連結経常収益	87,655
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	14.2

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額 (百万円)
I 国際業務経常収益	14,280
II 連結経常収益	106,672
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合 (%)	13.3

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	金額 (百万円)
I 国際業務経常収益	25,890
II 連結経常収益	183,508
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合 (%)	14.1

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。
- 2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引並びに特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	615.09	567.91	633.29
1株当たり中間(当期)純利益	円	25.86	7.04	49.56
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	24.37	—	46.94

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	17,551	5,153	33,858
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	17,551	5,153	33,858
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	678,612	731,894	683,133
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	76	—	98
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	60	—	76
うち事務手数料(税額相当額控除後)	百万円	16	—	21
普通株式増加数	千株	44,678	—	40,140
うち転換社債	千株	44,678	—	40,140

2 なお、当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	450,750	471,718	502,506
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	31,032	51,492	51,393
うち新株予約権	百万円	—	—	—
うち少数株主持分	百万円	31,032	51,492	51,393
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	419,717	420,226	451,113
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	682,361	739,952	712,326

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)														
<p>1. 福岡銀行（取締役頭取 谷正明）と熊本ファミリー銀行（取締役頭取 河口和幸）は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。</p> <p>(1) 経営統合の目的</p> <p>①両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。</p> <p>②両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。</p> <p>(2) 統合形態</p> <p>福岡銀行と熊本ファミリー銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。</p> <p>(3) 持株会社の概要</p> <p>①商号：株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.）</p> <p>②事業内容</p> <p>銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。</p> <p>③ 本店所在地</p> <p>福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号(現 福岡銀行本店所在地)</p> <p>④ 設立時期 平成19年4月2日(月)</p> <p>⑤ 資本金 1,000億円</p> <p>⑥ 資本準備金 250億円</p> <p>⑦ 発行予定株式数</p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>726,224,635株</td> </tr> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td>18,878,000株</td> </tr> <tr> <td>第二種優先株式</td> <td>40,000,000株</td> </tr> </table> <p>ただし、熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債について、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。</p> <p>⑧ 単元株式数 普通株式 1,000株 優先株式 1,000株</p> <p>⑨ 決算期 毎年3月31日</p>	普通株式	726,224,635株	第一種優先株式	18,878,000株	第二種優先株式	40,000,000株	<p>—————</p>	<p>1. 株式会社福岡銀行（以下当行）と株式会社熊本ファミリー銀行は、平成19年4月2日付で共同株式移転により完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立いたしました。この結果、当行の主要株主に異動があり、当行は、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の完全子会社となりました。</p> <p>(1) 企業結合の目的</p> <p>両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることで、ステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。</p> <p>また、両行は相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。</p> <p>(2) 「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の概要</p> <table border="0"> <tr> <td>商号</td> <td>株式会社ふくおかフィナンシャルグループ</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>取締役会長兼社長 谷 正明</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>1,000億円</td> </tr> </table> <p>事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務</p> <p>(3) 主要株主の異動</p> <p>①当該異動にかかる主要株主の名称</p> <p>株式会社ふくおかフィナンシャルグループ</p> <p>②株式の移転比率及び算定方法</p> <p>イ. 当行の普通株式1株に対し、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式1株</p> <p>ロ. 株式会社熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対し、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式0.217株</p> <p>ハ. 株式会社熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式1株に対し、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の第一種優先株式1株</p> <p>ニ. 株式会社熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式1株に対し、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の第二種優先株式1株</p>	商号	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	住所	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	代表者	取締役会長兼社長 谷 正明	資本金	1,000億円
普通株式	726,224,635株															
第一種優先株式	18,878,000株															
第二種優先株式	40,000,000株															
商号	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ															
住所	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号															
代表者	取締役会長兼社長 谷 正明															
資本金	1,000億円															

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
<p>(4) 株式移転比率</p> <p>①福岡銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株</p> <p>②熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株</p> <p>③熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株)1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株</p> <p>④熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株)1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株</p> <p>ただし、この株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。</p> <p>(5) 劣後特約付無担保転換社債の取扱い</p> <p>福岡銀行が発行している第2回劣後特約付無担保転換社債については、会社法第773条第1項第9号に基づき、持株会社が社債を承継したうえで、当該社債権者に対し、新株予約権付社債を発行いたします。</p> <p>(6) 両行の概要(単体・平成18年3月末現在)</p> <p>株式会社 福岡銀行 設立年月 昭和20年3月 本店所在地 福岡市中央区天神二丁目13番1号 代表者 取締役頭取 谷 正明</p> <table border="0"> <tr><td>資本金</td><td>703億円</td></tr> <tr><td>総資産</td><td>77,119億円</td></tr> <tr><td>純資産</td><td>3,987億円</td></tr> <tr><td>経常収益</td><td>1,662億円</td></tr> <tr><td>経常利益</td><td>542億円</td></tr> <tr><td>当期純利益</td><td>302億円</td></tr> <tr><td>決算期</td><td>毎年3月31日</td></tr> <tr><td>自己資本比率</td><td>9.62%(国内基準)</td></tr> <tr><td>預金残高</td><td>65,619億円</td></tr> <tr><td>貸出金残高</td><td>51,149億円</td></tr> <tr><td>従業員数</td><td>3,031名</td></tr> <tr><td>事業所数</td><td>167店舗(9出張所含む)</td></tr> <tr><td>発行済株式総数</td><td></td></tr> <tr><td>普通株式</td><td>686,534,240株</td></tr> </table> <p>株式会社 熊本ファミリー銀行 設立年月日 昭和4年1月 本店所在地 熊本市水前寺六丁目29番20号 代表者 取締役頭取 河口和幸</p> <table border="0"> <tr><td>資本金</td><td>342億円</td></tr> <tr><td>総資産</td><td>13,184億円</td></tr> <tr><td>純資産</td><td>679億円</td></tr> <tr><td>経常収益</td><td>417億円</td></tr> <tr><td>経常利益</td><td>53億円</td></tr> <tr><td>当期純利益</td><td>46億円</td></tr> <tr><td>決算期</td><td>毎年3月31日</td></tr> <tr><td>自己資本比率</td><td>9.33%(国内基準)</td></tr> <tr><td>預金残高</td><td>12,058億円</td></tr> <tr><td>貸出金残高</td><td>10,068億円</td></tr> <tr><td>従業員数</td><td>1,121名</td></tr> <tr><td>事業所数</td><td>77店舗(3出張所含む)</td></tr> <tr><td>発行済株式総数</td><td></td></tr> <tr><td>普通株式</td><td>122,896,250株</td></tr> <tr><td>第一種優先株式</td><td>19,238,000株</td></tr> <tr><td>第二種優先株式</td><td>40,000,000株</td></tr> </table>	資本金	703億円	総資産	77,119億円	純資産	3,987億円	経常収益	1,662億円	経常利益	542億円	当期純利益	302億円	決算期	毎年3月31日	自己資本比率	9.62%(国内基準)	預金残高	65,619億円	貸出金残高	51,149億円	従業員数	3,031名	事業所数	167店舗(9出張所含む)	発行済株式総数		普通株式	686,534,240株	資本金	342億円	総資産	13,184億円	純資産	679億円	経常収益	417億円	経常利益	53億円	当期純利益	46億円	決算期	毎年3月31日	自己資本比率	9.33%(国内基準)	預金残高	12,058億円	貸出金残高	10,068億円	従業員数	1,121名	事業所数	77店舗(3出張所含む)	発行済株式総数		普通株式	122,896,250株	第一種優先株式	19,238,000株	第二種優先株式	40,000,000株		<p>株式移転比率の算定に際し、両行はみずほ証券株式会社を財務アドバイザーに任命しました。同社は市場株価基準法、DCF法及び時価純資産法による分析を行ったうえで、その結果を両行に提示しております。さらに当行は株式会社KPMG FASを、株式会社熊本ファミリー銀行はデロイトトーマツFAS株式会社を財務アドバイザーに任命し、各々株式移転比率の検証を依頼し、財務的見地から公正である旨の意見書を受領しております。</p> <p>③交付株式数 (設立日現在)</p> <table border="0"> <tr><td>普通株式</td><td>755,916,290株</td></tr> <tr><td>第一種優先株式</td><td>18,742,000株</td></tr> <tr><td>第二種優先株式</td><td>40,000,000株</td></tr> </table> <p>④当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合</p> <table border="0"> <tr><td>異動前</td><td>一個</td><td>— %</td></tr> <tr><td>異動後</td><td>729,113個</td><td>100 %</td></tr> </table> <p>⑤当該異動の年月日 平成19年4月2日</p> <p>2. 当行は平成19年4月17日開催の取締役会において「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を完全親会社とする会社法767条の規定に基づく株式交換契約を承認することを決議し、契約を締結しております。</p> <p>(1) 当該株式交換の目的</p> <p>「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」は、当行及び株式会社熊本ファミリー銀行による平成19年4月2日を効力発生日とする共同株式移転により設立されましたが、当行が発行する第2回劣後特約付無担保転換社債が「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」に承継されないことから、本転換社債の転換請求期間満了日までに本転換社債の転換により交付される当行の普通株式のすべてを「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式に交換し、当行が「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の完全子会社となるために、今回の株式交換を行うこととするものです。</p> <p>(2) 株式交換比率</p> <p>当行の普通株式1株に対し、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式1株を割当交付します。ただし、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」が所有する当行普通株式については割当交付を行いません。</p>	普通株式	755,916,290株	第一種優先株式	18,742,000株	第二種優先株式	40,000,000株	異動前	一個	— %	異動後	729,113個	100 %
資本金	703億円																																																																									
総資産	77,119億円																																																																									
純資産	3,987億円																																																																									
経常収益	1,662億円																																																																									
経常利益	542億円																																																																									
当期純利益	302億円																																																																									
決算期	毎年3月31日																																																																									
自己資本比率	9.62%(国内基準)																																																																									
預金残高	65,619億円																																																																									
貸出金残高	51,149億円																																																																									
従業員数	3,031名																																																																									
事業所数	167店舗(9出張所含む)																																																																									
発行済株式総数																																																																										
普通株式	686,534,240株																																																																									
資本金	342億円																																																																									
総資産	13,184億円																																																																									
純資産	679億円																																																																									
経常収益	417億円																																																																									
経常利益	53億円																																																																									
当期純利益	46億円																																																																									
決算期	毎年3月31日																																																																									
自己資本比率	9.33%(国内基準)																																																																									
預金残高	12,058億円																																																																									
貸出金残高	10,068億円																																																																									
従業員数	1,121名																																																																									
事業所数	77店舗(3出張所含む)																																																																									
発行済株式総数																																																																										
普通株式	122,896,250株																																																																									
第一種優先株式	19,238,000株																																																																									
第二種優先株式	40,000,000株																																																																									
普通株式	755,916,290株																																																																									
第一種優先株式	18,742,000株																																																																									
第二種優先株式	40,000,000株																																																																									
異動前	一個	— %																																																																								
異動後	729,113個	100 %																																																																								

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)										
<p>2. 当行は平成18年10月13日、九州親和ホールディングス及び親和銀行と 事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をいたしました。</p> <p>(1) 業務提携の概要 福岡銀行と親和銀行は協調して、事業再生業務の充実・強化を図り、またサービサーを活用した再生支援体制の共同構築及び地域再生ファンドの創設等を通して、親和銀行のお取引先企業の事業再生・早期健全化支援に取り組んでまいります。</p> <p>①事業再生業務の充実・強化へのサポート ②サービサーを活用した再生支援体制構築のサポート ③地域再生ファンドの創設サポート</p> <p>(2) 資本提携の内容 親和銀行における「不良債権問題の解決とお取引先企業の事業再生・早期健全化の同時実現」には、同行の資本基盤の強化が不可欠であり、本業務提携による事業再生共同化の成功の蓋然性を高めるため、また地域金融機関の健全化がもたらす当行営業基盤である地域経済の安定のため、九州親和ホールディングスが実施する総額300億円の自己資本強化策に呼応して、資本提携を実施しました。</p> <p>具体的には、九州親和ホールディングスが実施する普通株式の第三者割当増資70億円の全額を福岡銀行が引き受けました。</p> <p>(九州親和ホールディングス発行の普通株式の概要)</p> <table border="0"> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>発行株数</td> <td>48,611,000株</td> </tr> <tr> <td>払込金額</td> <td>1株につき144円</td> </tr> <tr> <td>払込金額の総額</td> <td>6,999,984,000円</td> </tr> <tr> <td>申込/払込期日</td> <td>平成18年10月30日</td> </tr> </table>	株式の種類	普通株式	発行株数	48,611,000株	払込金額	1株につき144円	払込金額の総額	6,999,984,000円	申込/払込期日	平成18年10月30日		<p>(3) 株式交換比率の算定根拠 上記の株式交換比率については、当行の依頼に基づき株式会社KPMG FASが、一定の前提の下にディスカунテッドキャッシュフロー法及び株価倍率法によって当行と「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」それぞれの1株あたり株主資本価値を算出したうえ、財務的見地から妥当である旨の意見を表明しております。当行としては、かかる株主資本価値の算出根拠及び意見を踏まえ、当行株式に対する非流動性割引その他の事情も総合的に考慮して、株式交換比率を算定いたしました。なお、この比率は、平成19年4月2日を効力発生日として行われた当行及び株式会社熊本ファミリー銀行による共同株式移転における当行普通株式と「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式との株式移転比率と同一であります。</p> <p>3. 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ及び株式会社福岡銀行と、株式会社九州親和ホールディングス及び株式会社親和銀行とは、平成19年5月24日開催したそれぞれの取締役会において、株主の承認及び関係当局の認可を前提として、株式会社親和銀行を株式会社ふくおかフィナンシャルグループの完全子会社とする経営統合を実施し株式会社親和銀行の経営再建及び資本支援等を実施することを約した「経営支援に係る基本合意書」を締結することを決議しました。</p>
株式の種類	普通株式											
発行株数	48,611,000株											
払込金額	1株につき144円											
払込金額の総額	6,999,984,000円											
申込/払込期日	平成18年10月30日											

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※ 7	274,467	3.53	319,401	3.96	190,879	2.39
コールローン		3,625	0.05	36,202	0.45	72,400	0.91
買入金銭債権		79,617	1.02	129,807	1.61	100,620	1.26
特定取引資産		9,023	0.12	5,239	0.07	7,900	0.10
有価証券	※ 1 7 15	2,007,155	25.83	1,771,207	21.97	2,044,291	25.60
貸出金	※ 2 3,4 5,6 8	5,215,425	67.12	5,584,203	69.27	5,380,802	67.39
外国為替	※ 6	4,489	0.06	4,148	0.05	2,758	0.03
その他資産	※ 7	48,702	0.63	69,160	0.86	53,374	0.67
有形固定資産	※ 9 10 14	127,516	1.64	130,671	1.62	128,979	1.62
無形固定資産		8,153	0.10	8,458	0.10	7,947	0.10
繰延税金資産		3,101	0.04	9,915	0.12	3,653	0.05
支払承諾見返		58,765	0.76	60,584	0.75	57,498	0.72
貸倒引当金		△70,285	△0.90	△66,991	△0.83	△67,105	△0.84
資産の部合計		7,769,759	100.00	8,062,008	100.00	7,984,001	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	6,546,044	84.25	6,693,102	83.02	6,778,724	84.90
譲渡性預金		251,571	3.24	310,601	3.85	153,687	1.93
コールマネー	※7	17,233	0.22	120,012	1.49	12,157	0.15
債券貸借取引受入担保金	※7	137,595	1.77	86,210	1.07	120,309	1.51
特定取引負債		3,056	0.04	0	0.00	3,832	0.05
借入金	※7 11	168,731	2.17	161,829	2.01	184,049	2.31
外国為替		170	0.00	285	0.00	284	0.00
社債	※12	50,000	0.64	112,173	1.39	111,074	1.39
新株予約権付社債	※13	18,362	0.24	—	—	5,047	0.06
その他負債		68,251	0.88	66,141	0.82	75,663	0.95
利息返還損失引当金		—	—	1,134	0.02	1,141	0.01
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	979	0.02	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※14	33,397	0.43	33,031	0.41	33,282	0.42
支払承諾		58,765	0.76	60,584	0.75	57,498	0.72
負債の部合計		7,353,180	94.64	7,646,085	94.85	7,536,752	94.40

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		73,218	0.94	82,329	1.02	79,890	1.00
資本剰余金		51,411	0.66	60,480	0.75	58,058	0.73
資本準備金		51,408		60,479		58,051	
その他資本剰余金		3		1		7	
利益剰余金		214,240	2.76	194,130	2.41	227,265	2.84
利益準備金		46,520		46,520		46,520	
その他利益剰余金		167,719		147,610		180,745	
固定資産圧縮積立金		644		602		602	
別途積立金		144,220		144,220		144,220	
繰越利益剰余金		22,854		2,787		35,922	
自己株式		△10,569	△0.14	—	—	△10,752	△0.13
株主資本合計		328,301	4.22	336,941	4.18	354,463	4.44
その他有価証券評価差額金		41,355	0.53	32,575	0.40	45,908	0.57
繰延ヘッジ損益		△204	△0.00	△177	△0.00	△77	△0.00
土地再評価差額金	※14	47,126	0.61	46,583	0.57	46,955	0.59
評価・換算差額等合計		88,277	1.14	78,981	0.97	92,785	1.16
純資産の部合計		416,579	5.36	415,923	5.15	447,249	5.60
負債及び純資産の部合計		7,769,759	100.00	8,062,008	100.00	7,984,001	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		84,931	100.00	104,267	100.00	177,829	100.00
資金運用収益		64,637		74,373		135,338	
(うち貸出金利息)		(46,830)		(54,430)		(97,860)	
(うち有価証券利息配当金)		(16,932)		(17,413)		(35,318)	
信託報酬		—		—		2	
役務取引等収益		16,552		17,321		34,067	
特定取引収益		1,306		330		2,448	
その他業務収益		1,062		5,237		2,305	
その他経常収益		1,373		7,004		3,666	
経常費用		57,660	67.89	96,005	92.08	121,481	68.31
資金調達費用		13,233		20,761		30,121	
(うち預金利息)		(2,627)		(8,172)		(7,528)	
役務取引等費用		5,803		6,404		12,612	
特定取引費用		—		0		—	
その他業務費用		572		5,100		1,199	
営業経費	※ 1	36,567		37,404		71,655	
その他経常費用	※ 2	1,483		26,334		5,891	
経常利益		27,271	32.11	8,261	7.92	56,347	31.69
特別利益		2,377	2.80	56	0.05	0	0.00
固定資産処分益		—		56		0	
その他の特別利益	※ 3	2,377		—		—	
特別損失		713	0.84	733	0.70	1,499	0.84
固定資産処分損		252		400		439	
減損損失		461		332		1,060	
税引前中間(当期)純利益		28,935	34.07	7,584	7.27	54,849	30.84
法人税、住民税及び事業税		13,024	15.34	931	0.89	22,962	12.91
法人税等調整額		△1,147	△1.35	1,954	1.87	△1,098	△0.62
中間(当期)純利益		17,058	20.08	4,697	4.51	32,984	18.55

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本										株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		利益剰余金 合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	70,310	48,513	1	48,515	46,520	679	116,720	34,614	198,533	△10,494	306,865
中間会計期間中の変動額											
新株予約権の行使	2,907	2,895		2,895							5,802
剰余金の配当 (注)								△3,015	△3,015		△3,015
役員賞与 (注)								△60	△60		△60
固定資産圧縮積立金 の取崩 (注)						△34		34	—		—
別途積立金の積立(注)							27,500	△27,500	—		—
中間純利益								17,058	17,058		17,058
自己株式の取得										△78	△78
自己株式の処分			1	1						3	4
土地再評価差額金の取崩								1,723	1,723		1,723
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)											
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	2,907	2,895	1	2,896		△34	27,500	△11,759	15,706	△75	21,435
平成18年9月30日残高 (百万円)	73,218	51,408	3	51,411	46,520	644	144,220	22,854	214,240	△10,569	328,301

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	43,071	—	48,850	91,921	398,787
中間会計期間中の変動額					
新株予約権の行使					5,802
剰余金の配当 (注)					△3,015
役員賞与 (注)					△60
固定資産圧縮積立金 の取崩 (注)					—
別途積立金の積立(注)					—
中間純利益					17,058
自己株式の取得					△78
自己株式の処分					4
土地再評価差額金の取崩					1,723
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)	△1,716	△204	△1,723	△3,644	△3,644
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	△1,716	△204	△1,723	△3,644	17,791
平成18年9月30日残高 (百万円)	41,355	△204	47,126	88,277	416,579

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高 (百万円)	79,890	58,051	7	58,058	46,520	602	144,220	35,922	227,265	△10,752	354,463
中間会計期間中の変動額											
新株予約権の行使	2,438	2,428		2,428							4,866
剰余金の配当(注)								△38,204	△38,204		△38,204
中間純利益								4,697	4,697		4,697
自己株式の取得										△18	△18
自己株式の処分			△6	△6						10,770	10,763
土地再評価差額金の取崩								371	371		371
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)											
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	2,438	2,428	△6	2,421				△33,135	△33,135	10,752	△17,522
平成19年9月30日残高 (百万円)	82,329	60,479	1	60,480	46,520	602	144,220	2,787	194,130	—	336,941

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	45,908	△77	46,955	92,785	447,249
中間会計期間中の変動額					
新株予約権の行使					4,866
剰余金の配当(注)					△38,204
中間純利益					4,697
自己株式の取得					△18
自己株式の処分					10,763
土地再評価差額金の取崩					371
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△13,332	△99	△371	△13,803	△13,803
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	△13,332	△99	△371	△13,803	△31,325
平成19年9月30日残高 (百万円)	32,575	△177	46,583	78,981	415,923

(注) 剰余金の配当のうち、3,205百万円については平成19年5月の取締役会における決議項目であります。また、うち34,998百万円については平成19年9月28日の取締役会にて決議され、同日支払われた、ふくおかフィナンシャルグループへの配当金であります。

Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計			
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	70,310	48,513	1	48,515	46,520	679	116,720	34,614	198,533	△10,494	306,865	
事業年度中の変動額												
新株予約権の行使	9,580	9,537		9,537							19,117	
剰余金の配当(注)								△3,015	△3,015		△3,015	
剰余金の配当								△3,072	△3,072		△3,072	
役員賞与(注)								△60	△60		△60	
固定資産圧縮積立金の 取崩(注)						△34		34	—		—	
固定資産圧縮積立金の取崩						△42		42	—		—	
別途積立金の積立(注)							27,500	△27,500	—		—	
当期純利益								32,984	32,984		32,984	
自己株式の取得										△270	△270	
自己株式の処分			5	5						12	17	
土地再評価差額金の取崩								1,895	1,895		1,895	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計 (百万円)	9,580	9,537	5	9,543		△76	27,500	1,308	28,732	△257	47,597	
平成19年3月31日残高 (百万円)	79,890	58,051	7	58,058	46,520	602	144,220	35,922	227,265	△10,752	354,463	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	43,071	—	48,850	91,921	398,787
事業年度中の変動額					
新株予約権の行使					19,117
剰余金の配当(注)					△3,015
剰余金の配当					△3,072
役員賞与(注)					△60
固定資産圧縮積立金の取崩(注)					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
別途積立金の積立(注)					—
当期純利益					32,984
自己株式の取得					△270
自己株式の処分					17
土地再評価差額金の取崩					1,895
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2,836	△77	△1,895	863	863
事業年度中の変動額合計(百万円)	2,836	△77	△1,895	863	48,461
平成19年3月31日残高(百万円)	45,908	△77	46,955	92,785	447,249

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>① 従来はスワップ・先物・オプション取引等(ディーリング目的を除く)については、「特定取引資産」、「特定取引負債」に純額で計上しておりましたが、当中間会計期間より対顧客関連デリバティブ取引の一元管理のため、「その他資産(負債)」中の金融派生商品に総額で計上しております。この変更により、「その他資産」は7,038百万円、「その他負債」は4,400百万円増加しております。</p> <p>② 従来は派生商品(ディーリング目的を除く)についての損益は、「特定取引収益(費用)」に計上しておりましたが、当中間会計期間より対顧客関連デリバティブ取引の一元管理のため、「その他業務収益(費用)」に計上しております。この変更による経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	同 左	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 デリバティブ取引の 評価基準及び評価 方法	デリバティブ取引(特定 取引目的の取引を除く)の 評価は、時価法により行っ ております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償 却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法を採用し、 年間減価償却費見積額を 期間により按分し計上し ております。なお、主な 耐用年数は次のとおりで あります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償 却は、定額法により償却 しております。なお、自 社利用のソフトウェアに ついては、行内における 利用可能期間(5年)に基 づいて償却しておりま す。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法を採用し、 年間減価償却費見積額を 期間により按分し計上し ております。なお、主な 耐用年数は次のとおりで あります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に 伴い、平成19年4月1日 以後に取得した有形固定 資産については、改正後 の法人税法に基づく償却 方法により減価償却費を 計上しております。この 変更による経常利益及び 税引前中間純利益に与え る影響は軽微でありま す。</p> <p>(追加情報) 当中間会計期間より、 平成19年3月31日以前に 取得した有形固定資産に ついては、償却可能限度 額に達した事業年度の翌 事業年度以後、残存簿価 を5年間で均等償却して おります。なお、これに よる中間貸借対照表等に 与える影響は軽微であり ます。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法を採用して おります。なお、主な耐 用年数は次のとおりであ ります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>		
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に全額を処理。</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に全額を処理。</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	_____	(3) 利息返還損失引当金 利息返還損失引当金は、平成17年度において子会社であった株式会社福岡カードを合併した際に承継した権利・義務に係るもので、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要な額を計上しております。	(3) 利息返還損失引当金 同 左
	_____	(4) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、当中間会計期間から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当中間会計期間より適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。これにより従来の方法に比べ経常費用は979百万円増加し、経常利益、税引前中間純利益は979百万円それぞれ減少しております。	_____
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生 じる金利リスクに対する ヘッジ会計の方法は、 「銀行業における金融商 品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協 会業種別監査委員会報告 第24号)に規定する繰延 ヘッジによっておりま す。ヘッジ有効性評価の 方法については、相場変 動を相殺するヘッジにつ いて、ヘッジ対象となる 預金・貸出金等とヘッジ 手段である金利スワップ 取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、キャッシュ・フロ ーを固定するヘッジにつ いては、ヘッジ対象とヘ ッジ手段の金利変動要素 の相関関係の検証により 有効性の評価をしており ます。</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	同 左	_____

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は416,783百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14条)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は447,327百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「固定資産圧縮積立金」「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間損益計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損」は、中間貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損」として表示しております。</p>	<p>_____</p>

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額3,849百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,888百万円、延滞債権額は82,711百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,530百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,090百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式(及び出資金)総額5,295百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は12,382百万円、延滞債権額は64,387百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は110百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は45,747百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式(及び出資金)総額4,844百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,411百万円、延滞債権額は70,122百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は745百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は51,017百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は136,221百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は75,590百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 677,510百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 12,931百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 137,595百万円</p> <p>借入金 92,900百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券221,542百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金等は32百万円、保証金は1,872百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,627百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は74,696百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>現金預け金 2,289百万円</p> <p>有価証券 712,755百万円</p> <p>その他資産 83百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 14,402百万円</p> <p>コールマネー111,300百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 86,210百万円</p> <p>借入金 30,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券184,174百万円及びその他資産101百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,862百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は131,295百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は82,925百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 653,858百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 26,949百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 120,309百万円</p> <p>借入金 94,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券261,725百万円及びその他資産14百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,835百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,013,261百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,960,947百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 57,268百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 7,602百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金74,700百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,559,707百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,413,695百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 56,659百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 7,489百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金131,200百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債には、期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)が80,000百万円含まれております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,114,669百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,980,705百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 56,926百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 7,563百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金89,200百万円が含まれております。</p> <p>※12 同 左</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※13 新株予約権付社債は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行された劣後特約付無担保転換社債であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,940百万円</p> <p>16 共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同賃借し、そのリース債務839百万円について相互に保証しております。</p>	<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 30,255百万円</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は41,906百万円であります。</p> <p>16 共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同賃借し、そのリース債務32百万円について相互に保証しております。</p>	<p>※13 新株予約権付社債は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行された劣後特約付無担保転換社債であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,842百万円</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は42,608百万円であります。</p> <p>16 共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同賃借し、そのリース債務428百万円について相互に保証しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 844百万円 無形固定資産 1,784百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、株式等償却403百万円を含んでおります。</p> <p>※3 その他の特別利益は、貸倒引当金取崩額であります。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,151百万円 無形固定資産 1,456百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、株式等売却損18,003百万円、株式等償却5,507百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,727百万円 無形固定資産 3,425百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、利息返還損失引当金繰入1,141百万円、債権売却損453百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度 末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	16,503	87	5	16,585	※
合計	16,503	87	5	16,585	

※ 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

II 当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度 末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	16,774	26	16,801	—	※
合計	16,774	26	16,801	—	

※ 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの株式交換によるものであります。

III 前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度 末株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	16,503	290	18	16,774	※
合計	16,503	290	18	16,774	

※ 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p style="text-align: right;">動 産</p> <p>取得価額相当額 11,361百万円 減価償却累計額相当額 6,425百万円 減損損失累計額相当額 — 百万円 中間会計期間末残高相当額 4,936百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <p>1年内 1,833百万円 1年超 3,208百万円 合 計 5,041百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 — 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 1,051百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 百万円 減価償却費相当額 981百万円 支払利息相当額 62百万円 減損損失 — 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p style="text-align: right;">動 産</p> <p>取得価額相当額 9,439百万円 減価償却累計額相当額 5,404百万円 減損損失累計額相当額 — 百万円 中間会計期間末残高相当額 4,034百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <p>1年内 1,171百万円 1年超 2,979百万円 合 計 4,150百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 — 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 822百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 百万円 減価償却費相当額 764百万円 支払利息相当額 65百万円 減損損失 — 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <p style="text-align: right;">動 産</p> <p>取得価額相当額 11,905百万円 減価償却累計額相当額 7,303百万円 減損損失累計額相当額 — 百万円 期末残高相当額 4,602百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <p>1年内 1,567百万円 1年超 3,181百万円 合 計 4,749百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の期末残高 — 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 2,054百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 百万円 減価償却費相当額 1,949百万円 支払利息相当額 128百万円 減損損失 — 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
—————	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <p>1年内 16百万円 1年超 53百万円 合計 70百万円</p>	—————

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)及び前事業年度末(平成19年3月31日現在)いずれも該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	610.03	562.09	627.86
1株当たり中間(当期)純利益	円	25.11	6.41	48.25
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	23.67	—	45.71

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	17,058	4,697	32,984
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	17,058	4,697	32,984
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	679,124	731,894	683,603
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	76	—	98
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	60	—	76
うち事務手数料(税額相当額控除後)	百万円	16	—	21
普通株式増加数	千株	44,678	—	40,140
うち転換社債	千株	44,678	—	40,140

2 なお、当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

		前中間会計期間末 平成18年9月30日	当中間会計期間末 平成19年9月30日	前事業年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	416,579	415,923	447,249
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	416,579	415,923	447,249
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	682,873	739,952	712,338

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
<p>1. 福岡銀行(取締役頭取 谷正明)と熊本ファミリー銀行(取締役頭取 河口和幸)は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。</p> <p>(1) 経営統合の目的</p> <p>① 両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。</p> <p>② 両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。</p> <p>(2) 統合形態</p> <p>福岡銀行と熊本ファミリー銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。</p> <p>(3) 持株会社の概要</p> <p>① 商号：株式会社ふくおかフィナンシャルグループ (英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.)</p> <p>② 事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。</p> <p>③ 本店所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号(現 福岡銀行本店所在地)</p> <p>④ 設立時期 平成19年4月2日(月)</p> <p>⑤ 資本金 1,000億円</p> <p>⑥ 資本準備金 250億円</p> <p>⑦ 発行予定株式数</p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>726,224,635株</td> </tr> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td>18,878,000株</td> </tr> <tr> <td>第二種優先株式</td> <td>40,000,000株</td> </tr> </table> <p>ただし、熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債について、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。</p> <p>⑧ 単元株式数 普通株式 1,000株 優先株式 1,000株</p> <p>⑨ 決算期 毎年3月31日</p>	普通株式	726,224,635株	第一種優先株式	18,878,000株	第二種優先株式	40,000,000株		<p>1. 当行と株式会社熊本ファミリー銀行は、平成19年4月2日付で共同株式移転により完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立いたしました。この結果、当行の主要株主に異動があり、当行は、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の完全子会社となりました。</p> <p>(1) 企業結合の目的</p> <p>両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることで、ステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。</p> <p>また、両行は相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。</p> <p>(2) 「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の概要</p> <table border="0"> <tr> <td>商号</td> <td>株式会社ふくおかフィナンシャルグループ</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>取締役会長兼社長 谷 正明</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>1,000億円</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務</td> </tr> </table> <p>(3) 主要株主の異動</p> <p>① 当該異動にかかる主要株主の名称 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ</p> <p>② 株式の移転比率及び算定方法</p> <p>イ. 当行の普通株式1株に対し、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式1株</p> <p>ロ. 株式会社熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対し、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式0.217株</p> <p>ハ. 株式会社熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式1株に対し、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の第一種優先株式1株</p> <p>ニ. 株式会社熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式1株に対し、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の第二種優先株式1株</p>	商号	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	住所	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	代表者	取締役会長兼社長 谷 正明	資本金	1,000億円	事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務
普通株式	726,224,635株																	
第一種優先株式	18,878,000株																	
第二種優先株式	40,000,000株																	
商号	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ																	
住所	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号																	
代表者	取締役会長兼社長 谷 正明																	
資本金	1,000億円																	
事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務																	

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(4) 株式移転比率</p> <p>①福岡銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株</p> <p>②熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株</p> <p>③熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株)1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株</p> <p>④熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株)1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株</p> <p>ただし、この株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。</p> <p>(5) 劣後特約付無担保転換社債の取扱い</p> <p>福岡銀行が発行している第2回劣後特約付無担保転換社債については、会社法第773条第1項第9号に基づき、持株会社が社債を承継したうえで、当該社債権者に対し、新株予約権付社債を発行いたします。</p> <p>(6) 両行の概要(単体・平成18年3月末現在)</p> <p>株式会社 福岡銀行 設立年月 昭和20年3月 本店所在地 福岡市中央区天神二丁目13番1号 代表者 取締役頭取 谷 正明 資本金 703億円 総資産 77,119億円 純資産 3,987億円 経常収益 1,662億円 経常利益 542億円 当期純利益 302億円 決算期 毎年3月31日 自己資本比率 9.62%(国内基準) 預金残高 65,619億円 貸出金残高 51,149億円 従業員数 3,031名 事業所数 167店舗(9出張所含む) 発行済株式総数 普通株式 686,534,240株</p> <p>株式会社 熊本ファミリー銀行 設立年月 昭和4年1月 本店所在地 熊本市水前寺六丁目29番20号 代表者 取締役頭取 河口和幸 資本金 342億円 総資産 13,184億円 純資産 679億円 経常収益 417億円 経常利益 53億円 当期純利益 46億円 決算期 毎年3月31日 自己資本比率 9.33%(国内基準) 預金残高 12,058億円 貸出金残高 10,068億円 従業員数 1,121名 事業所数 77店舗(3出張所含む) 発行済株式総数 普通株式 122,896,250株 第一種優先株式 19,238,000株 第二種優先株式 40,000,000株</p>		<p>株式移転比率の算定に際し、両行はみずほ証券株式会社を財務アドバイザーに任命しました。同社は市場株価基準法、DCF法及び時価純資産法による分析を行ったうえで、その結果を両行に提示しております。さらに当行は株式会社KPMG FASを、株式会社熊本ファミリー銀行はデロイトトーマツFAS株式会社を財務アドバイザーに任命し、各々株式移転比率の検証を依頼し、財務的見地から公正である旨の意見書を受領しております。</p> <p>③交付株式数(設立日現在)</p> <p>普通株式 755,916,290株 第一種優先株式18,742,000株 第二種優先株式40,000,000株</p> <p>④当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合</p> <p>異動前 一個 100% 異動後 729,113個 100%</p> <p>⑤当該異動の年月日 平成19年4月2日</p> <p>2. 当行は、平成19年4月17日開催の取締役会において、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を完全親会社とする会社法767条の規定に基づく株式交換契約を承認することを決議し、契約を締結しております。</p> <p>(1) 当該株式交換の目的</p> <p>「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」は、当行及び株式会社熊本ファミリー銀行による平成19年4月2日を効力発生日とする共同株式移転により設立されましたが、当行が発行する第2回劣後特約付無担保転換社債が「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」に承継されないことから、本転換社債の転換請求期間満了日までに本転換社債の転換により交付される当行の普通株式のすべてを「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式に交換し、当行が「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の完全子会社となるために、今回の株式交換を行うこととするものです。</p> <p>(2) 株式交換比率</p> <p>当行の普通株式1株に対し、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式1株を割当交付します。ただし、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」が所有する当行普通株式については割当交付を行いません。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)										
<p>2. 当行は平成18年10月13日、九州親和ホールディングス及び親和銀行と 事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をいたしました。</p> <p>(1) 業務提携の概要 福岡銀行と親和銀行は協調して、事業再生業務の充実・強化を図り、またサービサーを活用した再生支援体制の共同構築及び地域再生ファンドの創設等を通して、親和銀行のお取引先企業の事業再生・早期健全化支援に取り組んでまいります。</p> <p>①事業再生業務の充実・強化へのサポート ②サービサーを活用した再生支援体制構築のサポート ③地域再生ファンドの創設サポート</p> <p>(2) 資本提携の内容 親和銀行における「不良債権問題の解決とお取引先企業の事業再生・早期健全化の同時実現」には、同行の資本基盤の強化が不可欠であり、本業務提携による事業再生共同化の成功の蓋然性を高めるため、また地域金融機関の健全化がもたらす当行営業基盤である地域経済の安定のため、九州親和ホールディングスが実施する総額300億円の自己資本強化策に呼応して、資本提携を実施しました。</p> <p>具体的には、九州親和ホールディングスが実施する普通株式の第三者割当増資70億円の全額を福岡銀行が引き受けました。</p> <p>(九州親和ホールディングス発行の普通株式の概要)</p> <table border="0"> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>発行株数</td> <td>48,611,000株</td> </tr> <tr> <td>払込金額</td> <td>1株につき144円</td> </tr> <tr> <td>払込金額の総額</td> <td>6,999,984,000円</td> </tr> <tr> <td>申込/払込期日</td> <td>平成18年10月30日</td> </tr> </table>	株式の種類	普通株式	発行株数	48,611,000株	払込金額	1株につき144円	払込金額の総額	6,999,984,000円	申込/払込期日	平成18年10月30日		<p>(3) 株式交換比率の算定根拠 上記の株式交換比率については、当行の依頼に基づき株式会社KPMG FASが、一定の前提の下にディスカウンテッドキャッシュフロー法及び株価倍率法によって当行と「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」それぞれの1株あたり株主資本価値を算出したうえ、財務的見地から妥当である旨の意見を表明しております。当行としては、かかる株主資本価値の算出根拠及び意見を踏まえ、当行株式に対する非流動性割引その他の事情も総合的に考慮して、株式交換比率を算定いたしました。なお、この比率は、平成19年4月2日を効力発生日として行われた当行及び株式会社熊本ファミリー銀行による共同株式移転における当行普通株式と「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式との株式移転比率と同一であります。</p> <p>3. 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ及び株式会社福岡銀行と、株式会社九州親和ホールディングス及び株式会社親和銀行とは、平成19年5月24日開催したそれぞれの取締役会において、株主の承認及び関係当局の認可を前提として、株式会社親和銀行を株式会社ふくおかフィナンシャルグループの完全子会社とする経営統合を実施し株式会社親和銀行の経営再建及び資本支援等を実施することを約した「経営支援に係る基本合意書」を締結することを決議しました。</p>
株式の種類	普通株式											
発行株数	48,611,000株											
払込金額	1株につき144円											
払込金額の総額	6,999,984,000円											
申込/払込期日	平成18年10月30日											

(2) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	268	61.38	268	62.98
信託受益権	0	0.20	—	—
現金預け金	168	38.42	157	37.02
合計	437	100.00	426	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	437	100.00	426	100.00
合計	437	100.00	426	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末ともに取扱残高はありません。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|-------------------------|--|---------------------------|
| (1) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号（親会社の異動、主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年4月2日
福岡財務支局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換完全子会社となる株式交換）の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年4月4日
福岡財務支局長に提出。 |
| (3) 訂正報告書 | 平成18年12月22日提出の臨時報告書（株式移転）に係る訂正報告書であります。 | 平成19年4月9日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 訂正報告書 | 平成19年4月4日提出の臨時報告書（株式交換完全子会社となる株式交換）に係る訂正報告書であります。 | 平成19年4月23日
福岡財務支局長に提出。 |
| (5) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第96期) 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月26日
福岡財務支局長に提出。 |
| (6) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年7月4日
福岡財務支局長に提出。 |
| (7) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号、第19号（財政状態に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年8月29日
福岡財務支局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 福岡銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	喜多村 教 證	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 雅 春	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村田 賢 治	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に熊本ファミリー銀行と締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催した取締役会において、共同株式移転契約を締結した。
- 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成18年10月13日開催の取締役会の決議に基づき、九州親和ホールディングス及び親和銀行と事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社 福岡銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	喜多村 教 證	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 雅 春	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村田 賢 治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4（1）に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から対顧客関連デリバティブ取引につき表示方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 福岡銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	喜多村 教 證	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 雅 春	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村田 賢 治	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第96期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に熊本ファミリー銀行と締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催した取締役会において、共同株式移転契約を締結した。
- 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成18年10月13日開催の取締役会の決議に基づき、九州親和ホールディングス及び親和銀行と事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社 福岡銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	喜多村 教 證	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 雅 春	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村田 賢 治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第97期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項1に記載のとおり、会社は当中間会計期間から対顧客関連デリバティブ取引につき表示方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。